

令和 5 年度
足立区内部統制評価報告書



令和5年度 足立区内部統制評価報告書

足立区長 近藤弥生は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

足立区の内部統制の整備及び運用に責任を有する足立区長 近藤弥生は、「足立区における内部統制基本方針」（令和3年4月）を策定し、当該方針に基づき、内部統制体制の整備及び運用を行っております。

内部統制の目的を阻害する全てのリスクを適時に発見することや、リスクの発現をゼロにすることは必ずしも可能とは言えないものの、区としては内部統制の各基本的要素を業務の中に落とし込み、かつ、一体的に機能するように対策を講じることで、内部統制の本来目的を達成し、区民の皆様から信頼される行政運営をめざしております。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」及び「足立区内部統制の指針 3 (5) 内部統制の評価」に基づき、「財務に関する事務」「情報管理に関する事務」「生命・安全の確保に関する事務」につき内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

評価の結果、以下5事務（4（1）から（5））で運用上の重大な不備を把握したため、足立区の財務に関する事務等に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

（1）前期高齢者給付費額報告書の計上誤りについて、本業務は委託しているのですが、区職員が委託開始当時、誤った認識のもと、マニュアル等と積算シートを作成し、事業者に引き継いだことにより、計上誤りとなり、東京都へ返還する交付金の額が大きくなつたことは、区に経済的に損害をもたらすことになりました。現在は、マニュアルや積算シートを修正し、正しい事務処理が行われていることを区として確認しています。

（2）感染症予防事業費等国庫補助金の交付申請誤りについて、国庫補助金の交付対象となる業務の交付申請を失念し、所属のチェック機能も働いていなかったために未申請となつたことは、区に経済的に損害をもたらすことになりました。現在は、新たにチェックリストと補助金の算出根拠を示す資料を作成し、確実なチェックが行える体制を構築しています。

- (3) 会計年度任用職員の休日給及び夜勤手当の支給誤りについて、担当課長が急用で特別区人事担当課長会を欠席し、代理出席も無かったこと、担当課がメールによる通知文を見落としたことなどにより改正条例の解釈を誤ったことから、多くの職員の給与支給額を減少させたことは、著しく区の信用を失墜させ、職員が経済的に不利益を被りました。現在は、メールの見落としを防ぐために、「業務に関するメールの取扱い等に関する全庁的な対応について（通知）」に基づいて受信メールの確認についてルールを作り、適正に処理されています。各所管へも毎年、年度当初に休日給及び夜勤手当に関する通知を発出し、制度周知を徹底しています。
- (4) 障がい者福祉手当の支給誤りについて、対象者に対する適切な案内を怠ったことにより、等級変更に伴う手当額の変更が行われず、支給誤りとなったことは、広く区民が不利益を被る蓋然性があり、著しく区の信用を失墜させました。現在は、障がい等級と手当額の不一致を確認できるデータファイルを作成し、支払いの度に確認することとし、不一致があった場合には、職権で変更処理を行うこととしています。
- (5) 契約事務の適正な執行について、契約課契約とすべき契約について、分割して主管課契約として契約していたことは、令和4年度の第二期、第三期の定期監査でも別の所管で指摘を受けており、同様の指摘が繰り返されていることによって、著しく区の信用を失墜させました。今後は、同様のミスを起こさないよう、内部統制推進部局より全庁あてに注意喚起する通知を発出すると同時に、スケジュール表での管理など、各課で取り組める事例を紹介し、事務処理を徹底していきます。

なお、上記の不備については、再発防止策が引き続き適切に運用がされていることを確認するとともに、全庁への周知徹底を進めます。

令和6年7月17日 足立区長 近藤 弥生